

＜夫婦関係調整（円満）調停を申し立てる方へ＞

1 概要

夫婦関係が円満でなくなった場合には、円満な夫婦関係を回復するための話し合いをする場として、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、当事者双方から事情を聞き、夫婦関係が円満でなくなった原因はどこにあるのか、その原因を各当事者がどのように努力して正すようにすれば夫婦関係が改善していくか等解決案を提示したり、解決のために必要な助言をする形で進められます。

なお、この調停手続は、離婚した方がよいかどうか迷っている場合にも、利用することができます。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200円
- 連絡用の郵便切手・・・**予納郵便切手額等一覧表**をご確認ください。

裁判所に提出する書類の中に他方当事者等に知られたくない情報がある場合には、別紙「非開示希望と当事者間秘匿のご案内」をご覧ください。

3 申立てに必要な書類

- 申立書 2 通
 - 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用（控え）の 3 通を作成し、裁判所には、裁判所用、相手方用の合計 2 通を提出してください。申立人用（控え）は、調停期日に持参してください。
- 事情説明書 1 通
- 子についての事情説明書 1 通 * 未成年の子どもがいる場合に提出してください。
- 送達場所の届出書 1 通
- 進行に関する照会回答書 1 通
- 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）1 通
 - 戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。
 - 外国人を当事者とする場合は、世帯全員の住民票（マイナンバーの記載のないもの）を提出してください。

4 調停手続で必要な書類等の提出方法等

・調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

・書類等を提出する場合には、裁判所用の写し1通を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

相手方に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手方用として写し2通を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

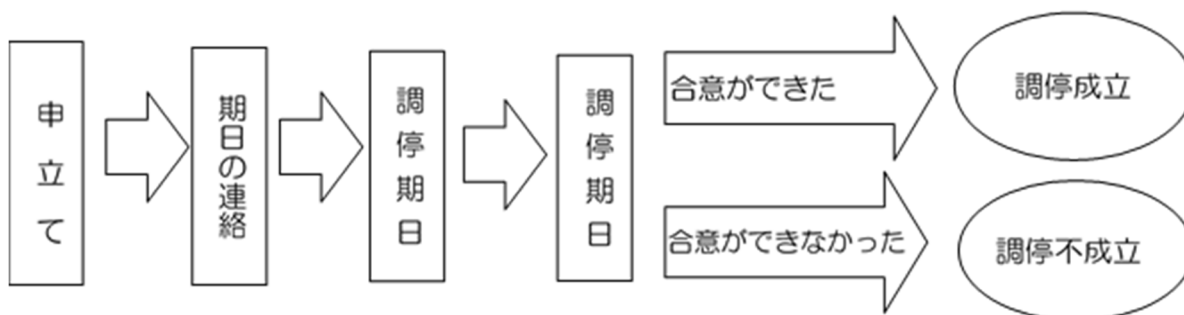
調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。そのため、「非開示希望申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

6 調停の進め方について

・調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。

・調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の方が期日に出席することはできません。

・調停の流れは下図のとおりです。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。



7 申立先及び問い合わせ先

申立先は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所または相手方と合意した家庭裁判所です。

※ 相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

相手方の住所地が栃木県内の場合の申立先は、別紙「申立先一覧」のとおりです。